

支えあい活動のススメ

※この手引書は「鹿児島市支えあい活動補助金」に関連する内容を中心に記述しています



令和 7 年 6 月 鹿児島市

平成 31 年 3 月制定

令和元年 8 月改定

令和 2 年 2 月改定

令和 3 年 3 月改定

令和 6 年 8 月改定

令和 7 年 6 月改定

はじめに

近年、全国で少子高齢化、人口の減少が深刻になっています。

併せて家族機能の低下、地域におけるつながり・支えあいの脆弱化も進み、人間関係の希薄化が問題になっています。

このような中、本市においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの実現を目指して各種取組を推進しておりますが、地域において何らかの支援が必要な高齢者の方々などを支えるためには、地域づくりという観点からも、住民主体による『支えあい活動』が重要なものと考えております。

本市ではこれまでに行った生活支援活動の実態調査や生活支援支え手育成モデル事業の実施を通じて、様々な団体の活動に触れてまいりました。

本手引書では、そうした団体の事例や先進地の手引書等を参考とし、『支えあい活動』の立ち上げの手順、活動のポイントまで詳しく紹介しています。

ぜひ、本手引書を活用していただき、それぞれの地域にあった『支えあい活動』を検討する上での一助となれば幸いです。



目次

1. 支えあいってどういうもの？ 4P

- ①支えあい活動の必要性
- ②支えあいの効果

2. 地域の支えあいをどんな人たちに相談すればいいの？ 6P

3. 活動はどうやって作ればいいの？ 7P

- ①組織のタイプ
- ②活動の範囲
- ③活動の内容（生活援助の場合）
 - 【コラム】まずは地域を語ってみよう
- ④活動の対象者
- ⑤理念・名称
- ⑥入会金・年会費
- ⑦利用料
- ⑧会則（ルール）
- ⑨活動イメージチェック表

4. 活動の流れ・役割分担はどんな感じ？ 14P

- ①活動の流れ
- ②役割分担

5. 活動する上でのポイントは？ 16P

- ①事務はシンプルに
- ②おたがいさまの理解
- ③調整時の留意点「受けと断りの使い分け」
- ④トラブルが心配？
- ⑤保険が大事
- ⑥買い物代行などお金を預かる支援の留意点
- ⑦関係機関との連携
- ⑧広報や活動員の募集

【コラム】広報にも使える団体紹介カードを作ってみよう

- ⑨活動員の研修
- ⑩楽しく活動する工夫

⑪個人情報管理

⑫後継者の育成

⑬補助金の活用

6. 資料編

22P

活動に役立つ様式例等

- ・ 会則
- ・ 活動会員登録カード
- ・ 調整役用 相談受付表
- ・ 活動記録表
- ・ 利用及び提供希望アンケート票（双方の意向が把握できるもの）
- ・ 活動員の心得／利用者の心得
- ・ 他の団体の工夫例

チケット制／活動員の正副担当制／活動員の複数担当制／エリア別調整役／

全員が調整役／若者が調整役／担い手に水分、昼食用意／利用者へのお願い事項文書

7. 連絡先

33P

8. 支えあい活動補助金の概要

39P

補助金の概要及び申請様式記入例等



1. 支えあいってどういうもの？

① 支えあい活動の必要性

皆さんの中には、高齢者や障害をお持ちの方など、地域で生活を送る上で困ったことや、悩みを抱えている方が身近にいらっしゃるのではないのでしょうか。

あなたの地域で、このような方はいませんか？



高齢になると、このようなちょっとした困りごとが出てきます・・・

核家族化が進む中、困った時には、制度やサービスだけでは届かない、ちょっとした手助けが必要なことは多々あります。

こうした高齢者等の日常生活を地域の身近な方々で見守ったり、支え合ったりすることが「支えあい活動」です。



②支えあいの効果

最近は急激な核家族化やプライバシーの問題で地域のつながりが希薄化し、「地域での孤立」が発生しやすい状況です。

孤立した状況が続くと、生きがいを喪失したり、日常生活に不安を感じることに繋がります。

身近な地域での“支えあい”は、そうした不安な日々を、心温かい日々に変え、地域の方々とつながりを生み出します。

そして支える側、支えられる側の双方に、生きがいややりがい、感謝の気持ちといった人生にとって大切でとても前向きな感情をもたらしてくれるのです。

仲間といっしょに支えあい活動をしている方に聞いてみました

実際に支えあい活動をやってみて・・・

- 活動することで自分自身も元気になる
- 仲間と楽しみながら活動できる
- やりがい、いきがいになる
- 今まで培った技術や能力をいかし活躍する事ができる



住み慣れた地域で暮らしていくためには、お互いに「支えたり」「支えられたり」の“お互いさま”の気持ちを持ち、地域で支え合うことが大切ですね。

助けを必要とするときには、気軽に周りの人に相談できる地域だと安心ですね。



すでに鹿児島市では支えあい活動をしている仲間がたくさんいるんですよ。

支えあいの事例集もあります！



支えあい活動の一步



住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らし続けたい！誰もが一度は考える願いです。しかし、現実として毎年一つずつ歳は重ねていくもの。生活に支障が出てきてもちょっと頼める、頼られる、そんなお互いさまの地域になっていけば、安心して暮らしていけるのではないのでしょうか。

さあ、今から新たな支えあいの一步を踏み出してみよう！

支えあいのしぐみを根付かせ、住みよい環境を、支えあえる美しい日本の文化を残していこう！

2. 地域の支えあいをどんな人たちに相談すればいいの？

私たち「生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）」と一緒に語りましょう！

地域でできること、やりたいこと、必要なこと、残したいもの…

地域の要望やお困りごとについて、
『伴走サポート』いたします。

現在、鹿児島市でも地域を支えたい気持ちを持った方々が活躍される生活支援団体ができています。
『住み慣れた地域でいつまでも！』を合言葉に、身近な支えあいを無理なく楽しくできるよう、小さなことから始めてみませんか？



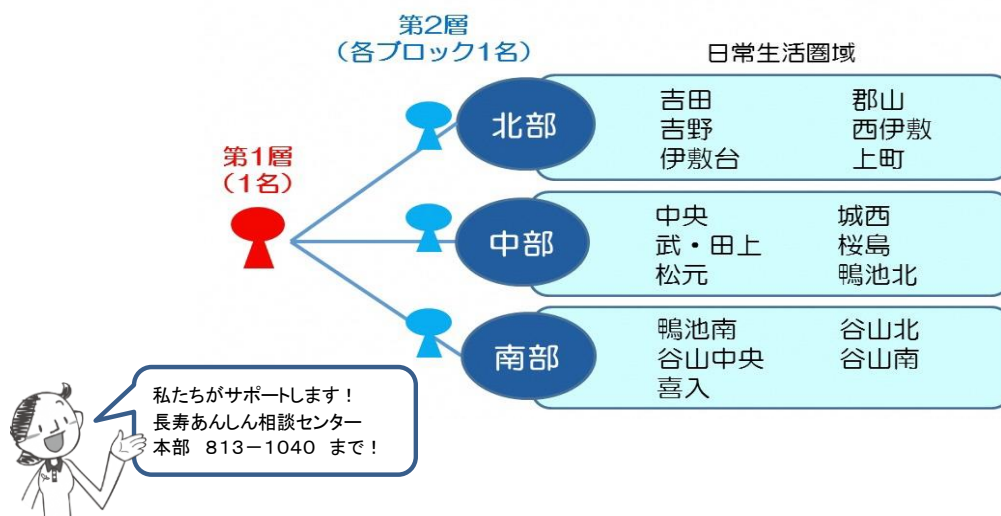
生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員とは…）

地域での支えあい活動を推進する役割を持ち、高齢者を取り巻く多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図るため、高齢者の社会参加の推進を促しながら、地域において資源開発やネットワーク構築、高齢者のニーズと取組みのマッチング等に取り組んでいます。

具体的には…

地域にある社会資源（場所、物、人材等）を把握し、地域から出てきた要望やお困りごとについて、地域住民と一緒に考え、必要に応じて既存の社会資源とつなげます。
また、つなげる社会資源がない場合は、必要に応じて新たに作ることを一緒に考えたり、地域の活動団体を支える制度などを紹介します。
お住まいの地域のことを一緒に考えていきませんか？

（参考）生活支援コーディネーターの配置について



3. 活動はどうやって作ればいいの？

活動を始める前に、イメージを膨らませましょう。
すでに活動している団体は今ある活動を再チェック！

①組織 どんな組織で活動する？



②範囲 活動する範囲はどうする？



③活動内容 地域のために私たちに何ができる？



④対象者 誰を助ける？



⑤名づけ 理念や名前はどうする？



⑥会費 入会金・年会費はどうする？



⑦利用料 利用料をとる？金額はどうする？



⑧会則 基本的なルールは？

【ここがポイント】

順番は前後しても構いません！

団体によって置かれている状況は様々ですので、柔軟にお考えください。



①組織のタイプ ～まずは自分たちの組織を考える

支えあい活動の組織は、地域の町内会やボランティア、NPO法人など様々です。

もちろん、個人として活動している方もいますので、人数も様々です。

まずは、すでに何らかの活動をしている団体や気の合う仲間と、できることから始めてみるのがおすすめです。

支えあい活動は、地域の実情に応じて様々な取り組みがあり、形を決められるものではありませんが、住民組織やボランティア団体などの自分たちの意思や判断で行う活動が必要とされ、地縁型組織とテーマ型組織に分けることができます。

地縁型・・・町内会、地域コミュニティ協議会、校区社協、老人クラブ など

テーマ型・・・NPO法人、ボランティアグループ等、仲の良い友人 など

②活動の範囲

活動範囲（エリア）はあらかじめ決めておくことをおすすめします。

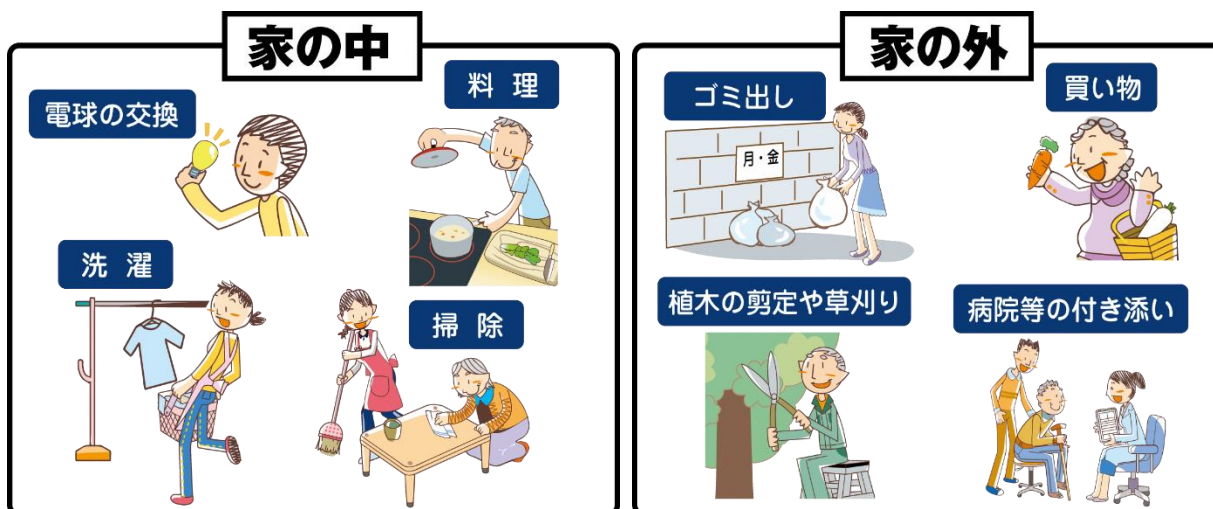
例えば、同じ町内会内や小学校区などです。

活動範囲を設定せず、どこでも活動することも可能です。

③活動の内容（生活援助の場合）

活動の内容を考えてみましょう。大切なことは「できることをできる範囲で」です。

無理に背伸びをしてもいつかきつくなるもの。ストレッチでも痛すぎず、心地よいレベルで行う方が楽しく続けられ、効果も得られるものです。まずは一つのことから始めてみるのもいいかもしれません。



【コラム】まずは地域を語ってみよう

支えあいの組織を立ち上げたけど、実は需要が無かったというケースもありますので、地域の困りごとは事前に把握しておく必要があります。

大人数でも少人数でも構いません。集まって地域について話をしましょう。

今あるもの、ないもの。あってほしいもの、残していきたいものを語りましょう。

そして話し合った内容は実際にそのとおりか、地域の声を聴いてみましょう。

地域にはどんな困りごと・要望があるかを把握するために、町内会、民生委員、生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）からの情報収集、アンケート調査（地域の困りごとや協力できる方の把握など→資料編の例（P28）を参照）などが考えられます。

④活動の対象者

支えあいの活動をどんな人に対して行うかを考えます。

[対象の例]

- ・対象を決めず、困っている人はすべて対象にする
- ・一人暮らし高齢者だけを対象にする
- ・年齢を問わず何らかの障害のある方を対象にする
- ・妊婦や乳幼児を抱えた世帯を対象にする・・・など

※本市では、支えあい活動の補助制度（支えあい活動補助金）がありますが、これは介護保険料を財源とし、支援を必要とする高齢者の利用に着目し、全利用者のうちの要支援者等の割合に応じて団体の活動を補助するものです。補助金を活用する場合には要件があります（P21 参照）

⑤理念・名称

活動の内容・対象者のイメージができれば、今度は活動の理念を考えてみましょう。理念は活動のエンジンになります。

そのうえで同じ理念で意気投合した仲間での会の名称を考えましょう。町内会など既存の組織として活動する場合はそのままの名称でもよいでしょう。

（例）町内会や民生委員と協力しながら、地域の高齢者が安心して生活できるよう「電球交換などのちょっとした困りごと」をお手伝いして、「ここに住んで良かった」と実感できる地域にしよう。名称は「●●隊」にしよう！

⑥入会金・年会費

(考えられるパターン)

会の運営のために、入会金や年会費を検討します。

次の利用料とも関係しますので併せて検討していくことをおすすめします。

もちろん、入会金や年会費を設定しないことも可能です。

※入会金や年会費の金額も様々です。

(例：５００～２，４００円)

入会金	年会費	利用料
×	×	×
×	×	○
×	○	○
○	○	○
○	×	○
○	○	×
○	×	×

	メリット	デメリット
入会金	運営費の確保	入会金を支払わないと利用できない 入会時のみの収入のため継続的な収入は見込めない
年会費	運営費の確保 継続的な収入	年会費を支払わないと利用できない 毎年請求・受領事務がある

※その他、未利用・退会時に入会費を返金するか否かや、入会時期により年会費に差をつけるかどうかとも考えておく必要があります。



⑦利用料

“支えあい活動”は、無償から有償まで様々です。

有償の中でも1回100円から1時間1,000円以上など、活動の内容や範囲によっても異なります。

最近、無償だと協力者に気を使ってしまうなどの理由から、気兼ねなく利用できるように1コイン（500円）を取り入れている団体も多く、最低賃金を意識して、それよりも低い金額をボランティア価格として設定する団体もあります。

利用料の取扱い方法	利用者	活動員
お互いに無償。	無償	無償
利用料は有償。全てを会の運営費へ。	有償	無償
利用料は有償。一部を協力者、残りを運営費。	有償	有償
利用料は有償。全てを協力者へ。	有償	有償

（参考：29年度生活支援活動の実態調査より）※45団体を対象

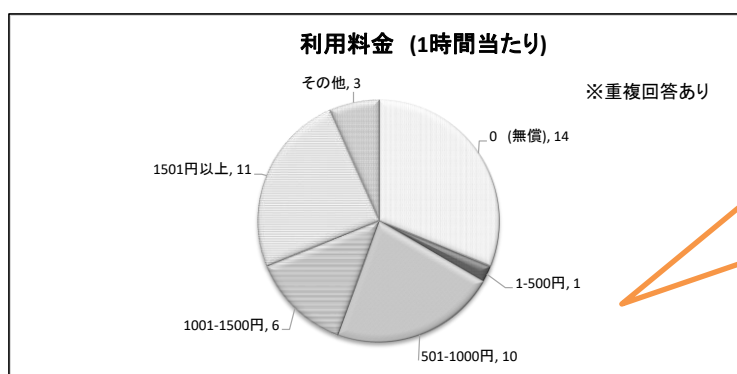
〔3〕（利用料を徴収している場合）利用料はどのように設定していますか。

【全体】

無償が1/3となっており、これらは主に老人クラブや生活支援支え手育成モデル事業登録団体。お金をとるなら500円以上という傾向がみられる。設定金額は団体によって様々である。基本の利用料とは別に、交通費などの実費を徴収している団体も9団体あった。

【特筆】

無償の団体も多いが、設定額は団体により様々である。



利用料設定が高い（1,000円を超える）団体は、介護専門職による身体介助等の専門的な支援を行っている例が多いようです。

〔有償の場合のお金のやりとり〕

利用料が有償の場合には、お金の受け取り方法を検討します。お金を直接受け取ることや利用券などのチケット制にする方法などがあります。

	メリット	デメリット
お金	チケットの管理等がない	金銭受領についてのトラブルなど
チケット	金銭トラブルが少ない	チケット販売・管理が必要

その他、未利用分チケットの返金等の取扱いについても考えておく必要があります。

⑧会則（ルール）（会則のモデルは、資料編（P 23）をご覧ください）

基本的な内容が決まったら、会則をつくることをおすすめします。

会則は、会の目的や活動内容を明確にするだけでなく、その後の活動の保険や助成金を活用する場合に必要となる場合があります。

また、「個人情報の守秘」「従事者の健康管理や清潔への留意（感染防止）」「事故時の対応」といった活動上のルールについてもあらかじめ決めておくと、安心して活動できます。

⑨活動イメージチェック表

イメージしている項目にチェックを入れてみてください

項目	イメージメモ
①組織	▶どんな組織で立ち上げる？ [地縁型] ☐町内会・地域コミュニティ協議会 ☐老人クラブ ☐校区祉協 ☐その他（ ） [目的型] ☐ボランティアグループ ☐NPO法人 ☐その他（ ）
②範囲	▶活動する範囲（エリア）はどうする？ ☐特に範囲は決めない ☐町内会 ☐小学校区（地域コミュニティ協議会） ☐市内 ☐その他（ ）
③活動内容	▶どんな支援を行う？ ☐調理支援 ☐掃除 ☐ごみ出し ☐洗濯 ☐買い物 ☐草刈り ☐庭の手入れ ☐外出付添（自家用車を利用しない） ☐外出付添（自家用車を利用） ☐衣類の整理・補修 ☐家電・家具の移動 ☐その他（ ）
④対象者	▶どんな方を支援する？ ☐特に対象は決めない ☐高齢者 ☐障害児・者 ☐妊産婦・乳幼児世帯 ☐その他（ ） ▶利用条件 ☐特に定めない ☐状況により判断 ☐制度・サービスでは対応できないこと ☐自分や家族ではできないこと

⑤名づけ	会の理念（ ） 会の名称（ ）
⑥会費	▶入会金[無・有][円] ▶年会費[無・有][円]
⑦利用料	▶利用料 単位[1回・1時間・その他（ ）] 金額[円] □支援内容によって設定 ▶支払方法 □現金 □チケット □その他（ ） ▶受け取った利用料の用途 □全て活動員 □全て会の運営 □活動員と会の運営（協力者 円、残りは会へ）
⑧会則	▶会則の中身（上記以外の項目） 代表者（ ） ▶以下についてルールを決めた？ □「個人情報の守秘」 □「従事者の健康管理や清潔への留意（感染防止）」 □「事故時の対応」



4. 活動の流れ・役割分担はどんな感じ？

①活動の流れ

どのような仕組みで支えあい活動を行うかイメージしてみましょう。

既存の場所に事務所等を構えて、窓口となる人をそこに配置し、事務局としているところもあります。しかしながらしっかりと事務所を構えて、そこを拠点にするとなるとそれを負担に感じる場合もあると思います。

自分達の地域の状況に合わせて、場合によっては、事務所をもたないというやり方も良いのではないのでしょうか。

（無理な場合は断ってもOK）

すみません、うちではやっていないんですけど
シルバー人材センターさんが100円ゴミ出しの支援を
されていますよ。連絡先をお伝えしますね。

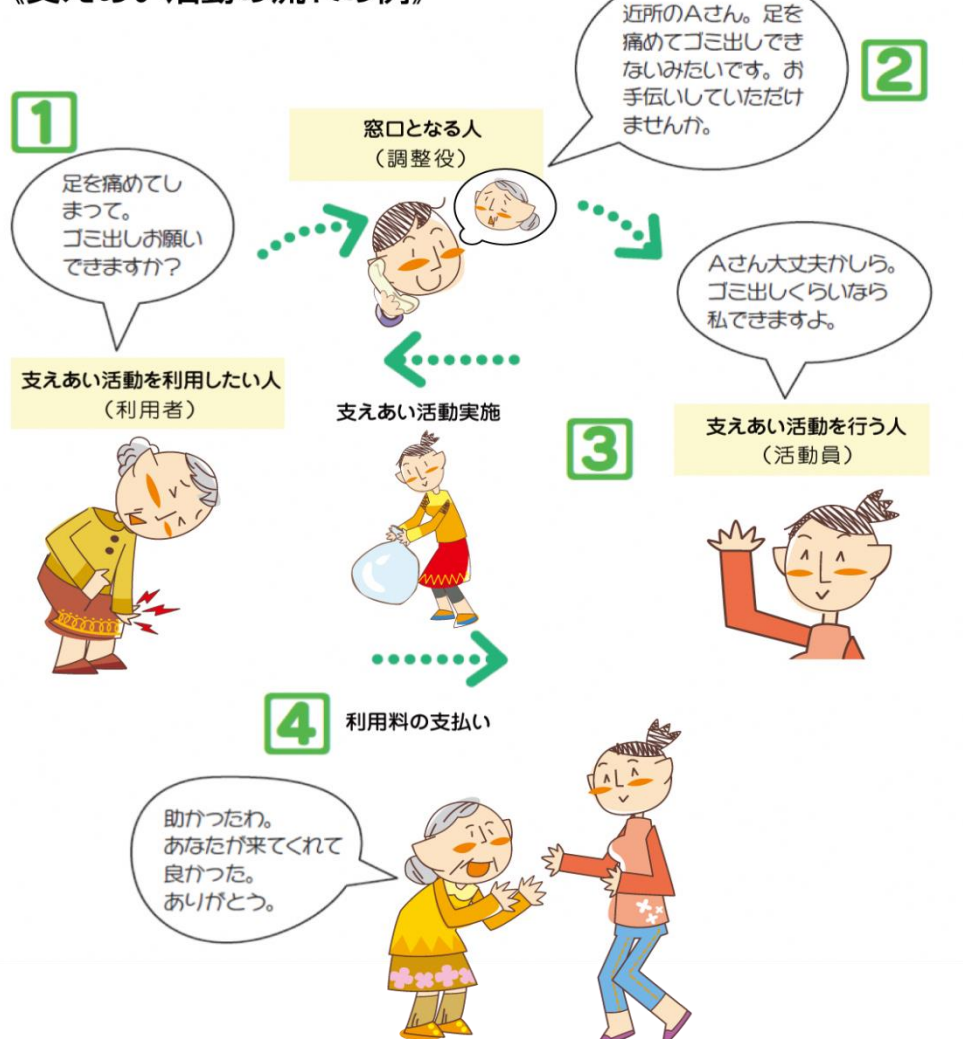
【ここがポイント】

無理をしないことも重要です！

何とかしてあげたいという気持ち
がこの活動の原動力ですが、でき
ないことを無理して行くと活動が
長続きしません。

困ったときは長寿あんしん相談セ
ンターなどに相談しましょう。

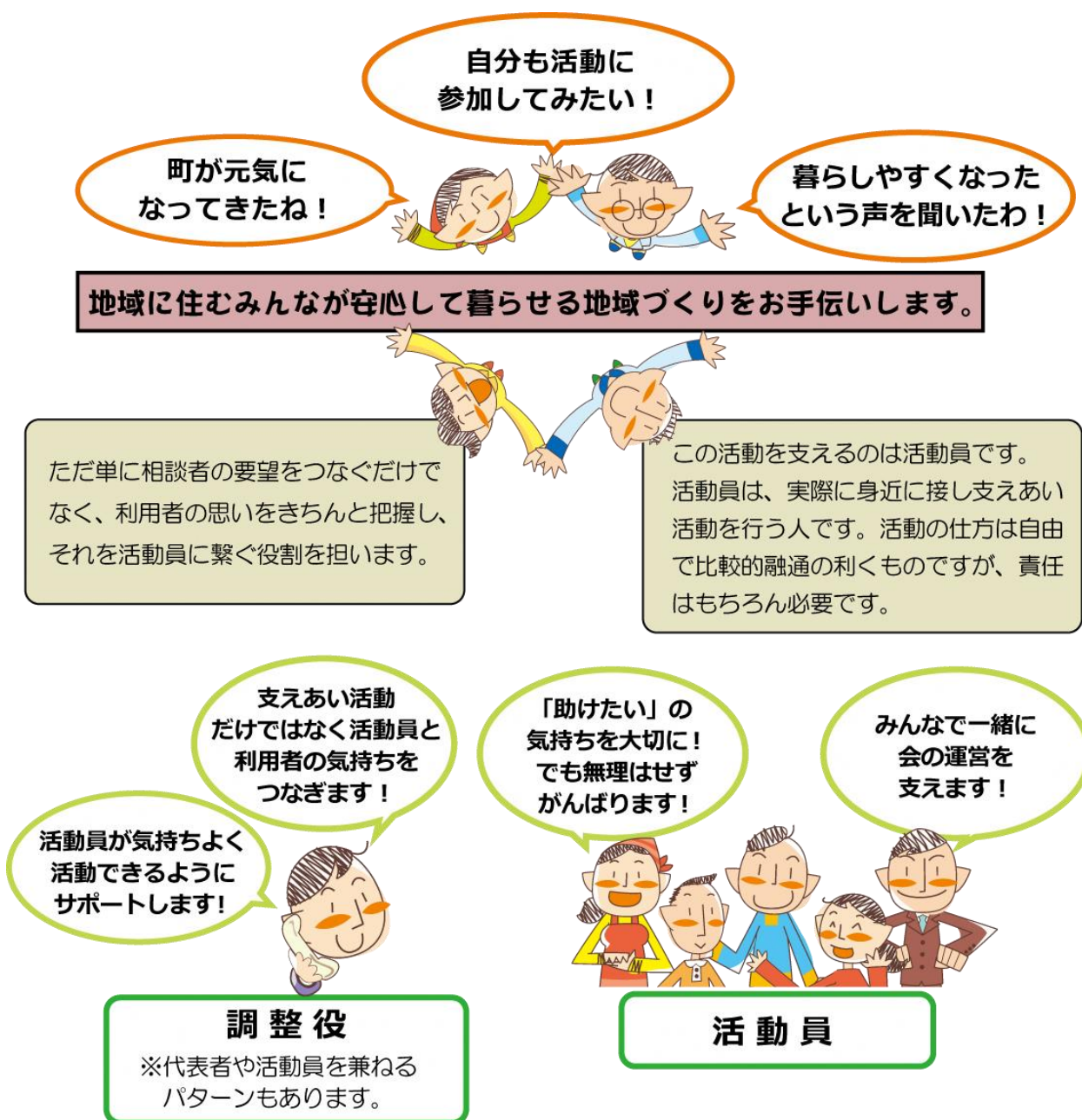
《支えあい活動の流れの例》



②役割分担

支えあい活動の流れがイメージできたらメンバー内で役割分担を考えてみましょう。

活動員には「自分たちの暮らす地域をよくしたい！」という想いや理念を伝え、共有してもらうことが大切です。



5. 活動する上でのポイントは？

①事務はシンプルに

活動には、会則をはじめ、活動員や利用者の名簿、活動の記録などの事務的な処理が必要です。

ただし、様々なことを想定するあまり、複雑多様な書類があると混乱が生じたり、継続が難しくなってしまう場合がありますので、なるべく分かりやすく・シンプルなものをおススメします。（モデルは資料編（P 23～27）をご覧ください）

また、調整役の方は可能であれば、利用者からの問い合わせ用の携帯電話など、自宅電話とは別の応答手段を準備することもおススメします。

②おたがいさまの理解

活動は、住民間の“支えあい”で成り立つものですので、利用者と活動員のそれぞれが“おたがいさま”を理解し合うことが大切です。

一般のサービスとは異なり、「お金を払えば使える」という感覚ではなく、「利用する方の要望」と「協力者ができる範囲」を互いに理解し合うことで成り立つことを前提とすることが大事です。

そのためにも、最初は訪問するなどして、料金や支援内容、利用上の決まりごとなどをしっかり説明し、おたがいさまの理解を図りましょう。

③調整時の留意点「受けと断りの使い分け」

サービス提供の流れのイラストにもありましたが、できないことは無理をせず断ることも必要です。

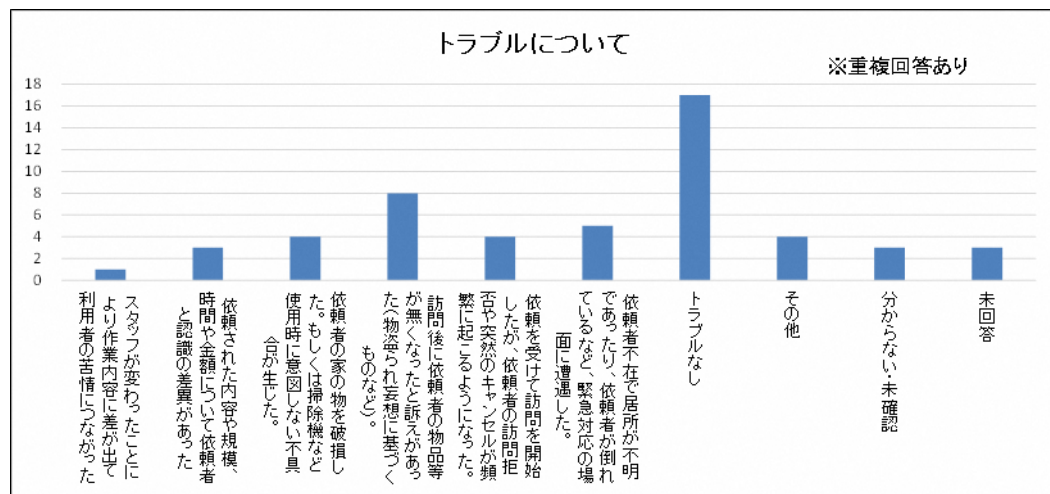
その際、他のサービスや相談窓口を紹介できればなおよいです。普段から、関連する情報を集めておくとともに、困ったときは長寿あんしん相談センターなどにも相談しましょう。（P 18「⑥関係機関との連携」やP 33「7. 連絡先」を参照）



④トラブルが心配？

実際に活動をしている団体のトラブルの状況を以下に示しています（２９年度生活支援活動の実態調査より）。

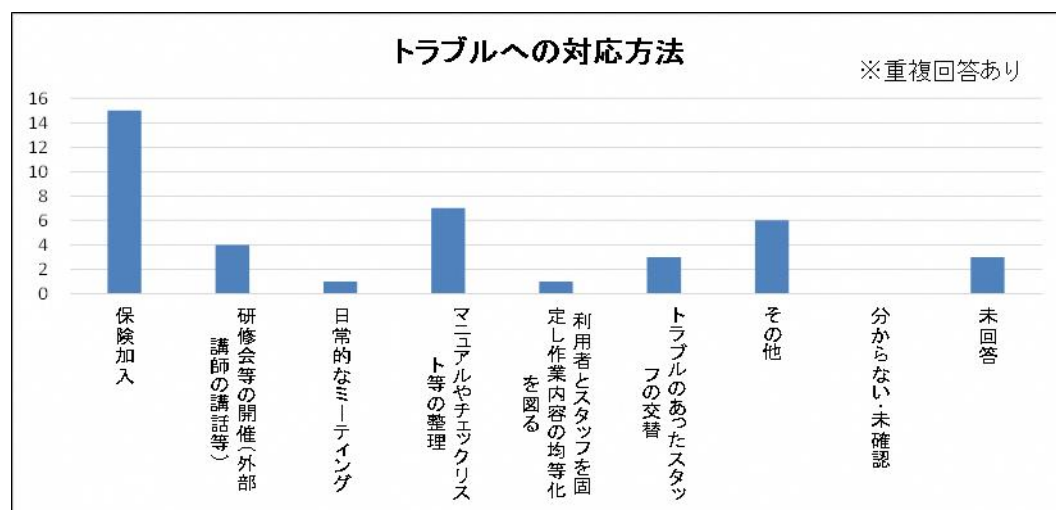
もしも自分たちが活動をする事になればこうしたことが起こり得るかもしれません。



ただし、ここから見てくることは、「トラブルなし」という団体が圧倒的に多いという点です。

老人クラブや町内会といった地縁組織を基本にした支えあい活動は、顔なじみであるためにトラブルに発展しにくい傾向があるようです。一方で事業として確立しているサービスでは利用者からサービスの質を求められてトラブルにつながる傾向もあるようです。

そして、万が一のトラブルに備えるために団体の皆さんが行っているのは「保険加入」「マニュアルやチェックリストの用意」「研修等の実施」などです。（以下をご覧ください）



⑤保険が大事

活動中のケガなどに備えて、保険加入も大事です。

→ボランティア活動保険、福祉サービス総合保障（有償ボランティア）、
送迎サービス補償など

（※加入の要件等の詳細は鹿児島市社会福祉協議会(221-6072)にお問い合わせください。）

⑥買い物代行などお金を預かる支援の留意点

お金を預かる支援は金銭トラブルにならないようお互いに確認することが必要です。

団体によっては以下のような工夫をしているところもあります。

- ・金銭を預かる際には、しっかりと「〇〇円お預かりしますね」と声掛けをし、お互いに確認を行う。
- ・購入物品を間違わないように本人にメモしてもらい、購入後に「レシート」と照らし合わせて本人確認のうえ精算する。
- ・基本的にはその都度現金を預かり、利用者から預かった金額を「預かり証」に明記し、お釣りと精算ができたならその場で利用者が押印する。
- ・買い物代行の預かり金、購入商品、金額等を記録し、団体の代表が定期的に確認する。

〈例〉預かり証

預かり証			
利用者氏名	様	年月日	年 月 日
下記のを確かに預けました。			
住 所		氏 名 _____ 印	
品 名	現金	円	
上記のものについてお預かりしました。			
担当者名		_____ 印	
返却日	年 月 日	利用者確認 (サイン又は捺印)	印
※預かり時に利用者様へ交付し、返却時にこの用紙を回収します。			

⑦関係機関との連携

活動をスムーズに進めていくためには、連携は不可欠です。活動のPRの他、利用者の把握、対応が難しい場合の協力体制など様々考えられます。

[連携機関や団体の例]

町内会、民生委員児童委員、地域コミュニティ協議会、校区社協、長寿あんしん相談センター、介護・医療施設、市など

⑧広報や活動員の募集

会を広く周知したり、協力者の募集のためには、チラシを配付したり、窓口に置いたり、関係者への伝達などが考えられます。

特に大きな効果が期待できるのは“口コミ”ですので、普段から関係機関との連携を密にすることをおすすめします。

【広報の例】

町内会等の回覧、掲示板、チラシのポスト投函やチラシ入りポケットティッシュの配布、公共施設等にチラシを置く、地域のイベントなどで配布など

【協力者の集め方の例】

町内会等の回覧、掲示板、アンケート（→資料編（P28）を参照）、知人を誘う
※活動者からのアドバイス「知り合いを誘うことも効果的！」

【コラム】広報にも使える団体紹介カードを作ってみよう

団体名称		住所／申込連絡先/受付時間	
団体の特徴や理念の紹介			活動範囲
利用条件（入会費・年会費の有無や対象者の要件など）			
サポート内容①	利用できる時間帯①	利用料金①	
サポート内容②	利用できる時間帯②	利用料金②	
ご利用までの流れ			
（あれば）活動参加者の募集			

（団体のチラシ例）

出援をつなぐ認定非営利活動法人
VAICコミュニティケア研究所
〒277-0061 柏市京中駅前4-5-12
生活クラブサポートハウス北ヶ丘 内

利用申込み・お問合せは
04-7170-0939

介護保険制度などではまかなえない生活支援サービスを提供します

会員登録・会費は要りません。
まずはご相談下さい！

＜利用できる時間帯＞	＜利用料金＞
AM 9:00～PM 5:00 サービス時間などについてはご相談ください。	平日 1時間 1,600円 土・日・祝日 1時間 2,000円

【サービス内容】 ●家事援助…日常の掃除・洗濯・食事づくり・買物などお手伝いします
●病院・外出の付添・散歩…安全に気を付け自立を支援します
●見守り…お話し相手…尊敬をもってその人らしく暮らせるよう支援します
●入浴・送迎時のサポート…荷物の整理など確かなお手伝いをします。
●産前産後のサポート…掃除・食事づくり・通院時の赤ちゃんの見守りなど

社会福祉法人 柏市社会福祉協議会
地域福祉課 さわやかサービス担当
柏市柏5-11-8 いきいきプラザ内 ☎7162-2557

高齢の方、障害をお持ちの方など日常生活にお困りの方に市民相互の“支えあい”を基本に会員制の在宅福祉サービスを提供しています。地域で活躍していただく協力会員も募集しています。お気軽にご相談下さい。

協会
●年会費：1,200円
●利用会員：柏市居住の日常生活にお困りの方
●協力会員：事業に賛同しサービス提供に協力していただける方

協会会員大募集！
いつでもお気軽にご相談下さい。あなたの身近な地域で活躍の場があります。

種 別	内 容	時 間	料 金	活動費
生活援助	調理・掃除・買物・洗濯・産前産後支援等	月～土曜日 7時～19時	1時間 880円 以降30分ごと440円	同左
介 護	外出・食事・排泄・更衣等の軽微な介助	平日 9時～17時 年末年始休み	1時間 1,100円 以降30分ごと550円	同左
緊急通報	緊急に助けが必要な時、タクシーが数人に自宅へ急行	24時間	4,104円/月（税込） 別に機器設置料有り ホームネット（株）の会員価格	
送 迎	車いす利用者への福祉車輦での通院等の送迎 ※介助者が必要	月～土曜日 9時～17時 平日 9時～17時 ※日曜・祝日 年末年始休み	柏市内 1回500円 柏市外 1回600円 （片道1回とします）	

⑨活動員の研修

活動前には、会のルールの共有や支援活動の基本を学ぶ機会が必要です。

あらかじめ研修の資料（マニュアル的なもの）を備えておいて、定期的または個別に研修できるようにしておくことをおすすめします。

研修は、安心した活動とトラブルの未然防止に役立ちます。

⑩楽しく活動する工夫

“支えあい”活動は、利用したい方の要望に対応することも大事ですが、それと同様に、協力者が楽しく活動を続けていけるように運営していくことも大切です。

[例]

- ・定期的に食事会を開催し、協力者同志のコミュニケーション・飲みニケーションも。
- ・協力者メンバーで、趣味のサークルを発足。
- ・定期的に短時間（１時間程度）の定例会を開催。
- ・簡単に活動報告、その後、プチ勉強会を開催。

⑪個人情報管理

支えあい活動を行ううえでは、利用する方のプライバシーを知ることになります。

会のメンバーは、他人だけでなく自らの家族も含めて、利用者の情報を漏らさないように気をつけます。

また、利用者の情報が書かれた記録などについても、ルールを決めて、適切に管理することも大切です。

思わぬ個人情報のトラブルで、せっかくの活動が台無しになってしまう場合もありますので、お互いに注意しましょう。

⑫後継者の育成

立ち上げを行うときには、リーダーシップを取る人がいても、その思いを引き継いでいく人が育っていないことが原因で、その方が退いてしまった後に、活動が勢いを失うということがあります。

せっかく立ち上げた活動を止めないためにも、代表者が全て一人で決めたり、背負ったりするのではなく、将来を見据えて、組織のめざす地域の姿や活動の方針を伝える機会をつくったり、活動の一部を任せたり、手分けをして活動を進めていくことにより、後継者を育成することが必要です。

13 補助金の活用

会を立ち上げて間もない時期は、運営や活動費の課題を抱えがちです。

補助金を活用して、活動の安定化や発展を図ることができます。

鹿児島市でも以下の補助金を用意し、高齢者等を対象として生活支援のサービスを実施する住民主体の支えあい団体の活動をサポートしています。

「鹿児島市支えあい活動補助金」

要支援者等（介護保険の要支援認定を受けた方または総合事業の事業対象者となった方）支援が必要な方々を地域で支え合うためのボランティア活動（生活援助）を行う団体に対して補助するものです。

※営利性、政治性、宗教性のある活動及び暴力団と関わりのある活動は対象外となります。

●対象経費

・活動経費のうち間接経費

例）利用調整を行う者の人件費、事務所借上料、電話料金、光熱水費、

備品購入費、研修講師への謝金、ボランティア保険料など

※直接経費（活動員の人件費、従事する際のガソリン代など）は対象外

・活動に対する奨励金（以下「奨励金」という。）

●補助金額（上限50万円、1団体あたりの年額）

ア. 基本額

30,000円と対象経費（奨励金を除く。）のいずれか低い額

※補助申請2年度目までは、要支援者等の利用者がいなくても交付する。

イ. 加算額

「対象経費（奨励金を除く。）から30,000円を引いて①の率をかけた額」と「②の方法により算定した額」のいずれか低い額

①要支援者等利用者実人数／全利用者実人数

・5割以上	100%	・4割以上	90%
・3割以上	80%	・2割以上	70%
・1割以上	60%	・1割未満	50%
・0割	0%		

②延べ利用者数（全利用者分）×1,000円

ウ. 奨励金

活動回数に200円（上限）を乗じた額に、上記の①の率をかけた額



※対象経費が3万円以下の場合は基本額と奨励金のみ交付

※手続きについては要件がありますので、生活支援コーディネーターまでお問い合わせください。☎099-813-1040（長寿あんしん相談センター本部）

（P38「8. 支えあい活動補助金の概要」も参照）

6. 資料編

活動に役立つ様式例等

- 会則
- 活動会員登録カード
- 調整役用 相談受付表
- 活動記録表
- 利用及び提供希望アンケート票（双方の意向が把握可）
- 活動員の心得／利用者の心得
- 他の団体の工夫例

チケット制／活動員の正副担当制／複数担当制／エリア別調整役／全員が調整役／
若者が調整役／担い手に水分、昼食用意／利用者へのお願い事項文書



（例）会則

[団体名] ●●●会則
(●●●年●●月●●日発足)

（趣旨）

第1条

この会則は、●●●（ふりがな）（以下「本会」と称する）の運営に関し必要な事項を定める。

（拠点事務所）

第2条

本会の事務所は、●●●（例：△△公民館、〇〇宅）に置く。

（目的）

第3条

本会は、●●●（例：高齢者、支援が必要な方）を対象とし、生活支援等の福祉活動を行うことを目的とする。

（活動）

第4条

本会は第3条の目的を達成するため、次の活動を実施する。

- (1) ●●●活動（例：調理支援、外出付添）
- (2) ●●●活動
- (3) その他代表が必要と認めた活動

（利用会員）

第5条

利用会員は（鹿児島市内）●●●地区に居住する者とする。

- 2 入会を希望する者は所定の手続き（入会金・年会費を収めて）を経て会員となる。
- 3 会員が本会のサービスを受けるときは、別表に規定する利用料を支払わなければならない。
（無料の場合）会員が本会のサービスを受けるときの利用料は無料とする。

（活動会員）

第6条

第4条に規定する活動を行う会員を活動会員とする。

- 2 活動会員は活動に係る費用（対価）として、別表に規定する活動費を受けることができる。

（退会）

第7条

本会を退会する会員は、代表に申し出なければならない。

（役員）

第8条

本会運営のため、会員の互選により次の役員をおく。任期は●年とし再任を妨げない。

(1) 代表●名

(2) 副代表●名

(3) 会計●名

(4) 監事●名

(会議)

第9条

本会運営のため会議を行う。会議は必要に応じ代表が招集する。

2 会議は、事業計画、事業報告に関すること、その他会の運営に必要な事項を主たる内容とする。

(委任)

第10条

この会則に定めるもののほか、必要な事項は、本会代表が別に定める。

附則

この会則は、令和●●年●●月●●日から施行する。

その他、以下についてもルールを決めておきましょう

☐ 「個人情報の守秘」

☐ 「従事者の健康管理や清潔への留意（感染防止）」

☐ 「事故時の対応」

また、活動を廃止・休止・変更される場合は生活支援コーディネーターまでご連絡ください。

（例）活動会員登録カード

●●●会 活動会員登録カード

記入日 年 月 日

ふりがな		生年 月日	T・S・H				
氏名 (男・女)			年 月 日生				
住所							
電話	自宅 携帯	— —	— —	FAX	— —		
お手伝いできる内容 ☐ 調理支援 ☐ 掃除 ☐ ごみ出し ☐ 洗濯 ☐ 買い物 ☐ 草刈り ☐ 庭の手入れ ☐ 外出付添（自家用車を利用しない） ☐ 外出付添（自家用車を利用） ☐ 衣類の整理・補修 ☐ 家電・家具の移動 ☐ その他（ ）							
お手伝いできる地域（活動できる範囲）							
お手伝いできる曜日・時間帯							
	日	月	火	水	木	金	土
午前							
午後							
資格・特技							
備考							

(例) 調整役用 相談受付表

●●●●会 相談受付表

受付日 年 月 日()

■利用者

ふりがな		生年月日	T・S 年 月 日生
利用者氏名 (男・女)			
住所		電話	
状況	別居・同居()	相談者	本人・その他()
希望する支援内容		希望曜日 頻度	
緊急連絡先	氏名	住所	
		電話	
要介護認定	有(事業対象者 / 要支援1~2 / 要介護1~5)・無・不明・未確認		

■活動員

①	氏名	住所	
		電話	
②	氏名	住所	
		電話	
③	氏名	住所	
		電話	

■備考 ※支援内容を細かく記録するのではなく、特記事項メモ欄として利用ください。

期 日	内 容
●年●月●日	例) 利用料金以上に金銭を渡されそうになったのでお断りしたところ、立腹された。
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

(例) 活動記録表

活動内容があらかじめ決まっていれば、「掃除」「ゴミだし」等のメニューを最初から記載し、実施したものを○で囲むなどの工夫をしている団体もあります

団体名： _____

利用者名： _____

活動月日	活動時間（分）	活動内容	活動員名 (フルネーム)	確認欄 (署名)
月 日	: ~ : (分)			
月 日	: ~ : (分)			
月 日	: ~ : (分)			
月 日	: ~ : (分)			
月 日	: ~	「確認欄（署名）」欄の取り扱い 「確認欄（署名）」欄に利用者から○印やチェックを入れてもらい、最終利用日以降に枠外の署名をもらう。 ※ただし、「確認欄（署名）」欄に個別に署名（フルネーム）されている場合は、履行確認がその都度とれているものとし、枠外の署名は不要とする。		
月 日	: ~			
月 日	: ~			
月 日	: ~			
月 日	: ~			
月 日	: ~			
月 日	: ~			
月 日	: ~ : (分)			
月 日	: ~ : (分)			
月 日	: ~ : (分)			
月 日	: ~ : (分)			
月 日	: ~ : (分)			
月 日	: ~ : (分)			
月 日	: ~ : (分)			
月 日	: ~ : (分)			
月 日	: ~ : (分)			
月 日	: ~ : (分)			
月 日	: ~ : (分)			
月 日	: ~ : (分)			

(利用者の署名)

年 月 日 氏名 _____

（例）利用及び提供希望アンケート票（双方の意向が把握できるもの）

回答後は、封入いただき、町内会の班長へお渡しください。

令和●●年●月

●●地域にお住まいの皆様

●●●●●会
会長 ●●●●

「地域の支えあい」に関するアンケートの協力をお願い

日頃から●●会の活動につきまして、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本会では、高齢化と核家族化が進み、身の回りのちょっとした手助けを必要とする方が増えつつある中、安心して住み続けられる地域を目指し、住民同士の支えあいの充実を検討しております。このたび、各町内会の会長さんと相談させていただき、以下のようなアンケートを回覧板に添付させていただけることになりました。

皆様の御協力をお願い申し上げます。

「地域の支えあい」アンケート

あなた（回答者）の町内会や世帯状況を教えてください

1 あなたの町内会名を教えてください（ ）

2 あなたの世帯の人数と年齢を教えてください（該当年齢区分に人数を記入）

年代	19歳以下	20～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳以上	計
人数	人	人	人	人	人	人

地域の支えあいの必要性や利用についてお聞きます

3 福祉サービスや制度では届かない「住民同士のちょっとした手助け」（ゴミ出しや草取りなどの支えあい）の必要性についてどう思いますか？（あてはまるものにチェック）

- ☐①必要だと思う ☐②まあ必要だと思う ☐③あまり必要だと思わない
☐④必要ないと思う ☐⑤その他（ ）

（例）活動員の心得

活動員のみなさまへ

- 1 いつも“お互いさま”の気持ちで活動しましょう。
- 2 活動は、無理をせず、できる範囲の活動を心がけましょう。
- 3 利用者からあらかじめ依頼のあった日時・活動内容を守りましょう。
- 4 利用者の方はお名前呼びましょう。
- 5 過剰な支援は、後々のトラブルにつながるので気をつけましょう。
- 6 利用者の個人情報、他人や家族に漏らさないようにしましょう。
- 7 活動中にトラブルが起きたら、調整役や代表者に連絡しましょう。
- 8 活動中における政治・宗教の勧誘、物品販売等は厳につつしみましょう。
- 9 仲間を誘って、活動の輪を広げましょう。

（例）利用者の心得

利用者のみなさまへ

- 1 活動は住民同士の“お互いさま”の気持ちで行っています。
- 2 ご依頼・ご相談は、調整役に連絡ください。
- 3 ご自身やご家族ができることはお手伝いできません。
- 4 活動員の空いている時間での活動になりますので、ご希望に添えない日時もあります。
- 5 あらかじめお互いに決めた日時・活動内容でお手伝いします。
- 6 あらかじめ決めた時間を超えたり、別の依頼はお応えできません。
- 7 利用後、あらかじめ決めた利用料をお支払いください。
- 8 活動に係る交通費や材料費などをご負担ください。
- 9 利用中にトラブルが起きたら、調整役に連絡しましょう。
- 10 利用中に政治・宗教の勧誘、物品販売等をご遠慮ください。

(参考にしよう) 他の団体の工夫例

詳しくお聞きになりたい方は
それぞれの団体におつなぎできます！
まずは生活支援コーディネーターまでご
相談ください。☎099-813-1040
(長寿あんしん相談センター本部)

①チケット制（団体名：ほたるの里）

最初にチケットを購入してもらうことで、その都度利用料を支払う必要が無く、徴収漏れもなくなり、継続利用に結びつきやすく、双方にとって手間が省けるシステムを採用しています。

②活動員の正副担当制（団体名：シルバー人材センター）

普段は一人で活動をしますが、いざという場合の副担当者をつけて、万が一用事がある場合など代理でサポートしています。

③活動員の複数担当制（団体名：モデル事業登録団体など多数）

1人での活動は心細いもの。何かあったときにも仲間がいれば心強く、落ち着いて対処にあたることができます。仲間と一緒に利用者宅を伺います。

④エリア別調整役（団体名：コープくらしの助け合いの会）

活動地域を複数に分け、それぞれの地域に調整役を配置、事務局本部が受けた依頼は各地域の調整役に下ろすことで、初回サービス説明への同行や活動員の実績管理などを分担しています。

⑤全員が調整役（団体名：恵の会）

利用者にはあらかじめ活動員リストを渡すことで、利用者から活動員に連絡をとってもらい、ダメな場合は連絡を受けた活動員が他の活動員に連絡、調整し、別な活動員を結びつけます。

⑥若者が調整役（団体名：特になし）

高齢者を中心としたグループの場合、補助申請や実績管理書類作成などの事務処理が困難という声も。青年部など若い方にスタッフに入っていただき、これらの業務を任せるやり方もあります。（市の補助金を活用して手当を払うことができます。）

⑦担い手に水分、昼食用意（団体名：花尾支え隊）

家の外回りの草刈りや樹木の剪定、庭の手入れなど、相当の労力や長時間にわたる活動が多いため、活動中に意識的に休憩をはさみ、活動員に水分や昼食を出すようにしています。（ある程度までは市の補助金を活用して準備することができます。）

⑧利用者へのお願い事項文書（団体名：コープくらしの助け合いの会）

トラブルを避けるためにも、最初の説明、特に「おたがいさま」の理解が不可欠です。支えあい活動は出来る範囲での活動であり、過度な要求には応じられないことを分かっていただく必要があります。そのために、利用者には「利用の心得」という約束事が書かれた資料をお渡ししています。



7. 連絡先

関係機関連絡先一覧



**地域に
関すること**

町内会
_____さん
☎ _____

民生委員
_____さん
☎ _____

地域コミュニティ協議会
_____さん
☎ _____

ゴミ出しなどのワンコインサービスに関すること

鹿児島市
シルバー人材センター
☎252-4661

**ボランティアに
関すること**

鹿児島市社会福祉協議会
(ボランティアセンター)
☎221-6072

**消費者被害に
関すること**

_____さん
☎ _____

鹿児島市
消費生活センター
☎808-7500

グループ名 _____
代表者 _____
☎ _____

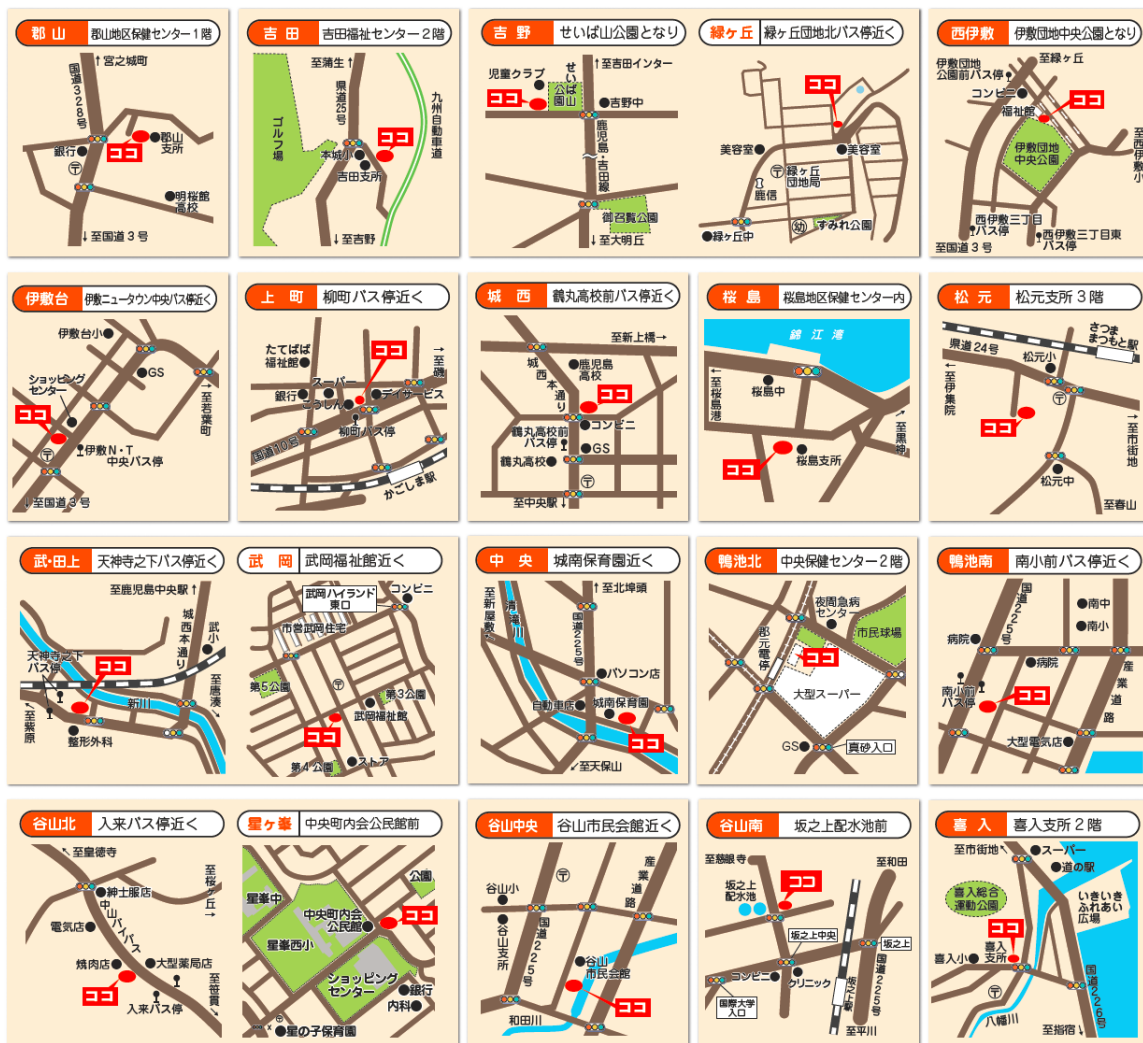
**介護や福祉に
関すること**

鹿児島市
長寿あんしん相談センター _____
(地域包括支援センター)
☎ _____

**制度に
関すること**

鹿児島市役所 長寿あんしん課
地域包括ケア推進係
☎216-1186

鹿児島市長寿あんしん相談センターは市内に20カ所



開所日：月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始は除く） ※ 桜島・吉田・郡山・松元・喜入は午後5時15分まで。午後5時15分以降、緑ヶ丘は吉野
開所時間：午前8時30分～午後7時まで
星ヶ峯は谷山北、武岡は武上にてそれぞれ対応

郡山 〒891-1105 郡山町141番地 (郡山地区保健センター1階) ☎245-6601	武上 〒890-0034 田上3丁目13番2号 ☎284-0620
吉田 〒891-1303 本城町1687番地2 (吉田福祉センター2階) ☎293-7655	武岡 〒890-0031 武岡5丁目17番8号 ☎298-5801
吉野 〒892-0871 吉野町3046番地 ☎295-7301	中央 〒892-0835 城南町32番11号 ☎219-4061
緑ヶ丘 〒891-1274 緑ヶ丘町35番11号 ☎295-9870	鴨池北 〒890-0063 鴨池2丁目25番1-11号 (中央保健センター2階) ☎812-8825
西伊敷 〒890-0002 西伊敷3丁目16番18号 ☎295-4007	鴨池南 〒890-0072 新栄町1番11号 ☎813-0880
伊敷台 〒890-0007 伊敷台2丁目17番15号 ☎218-8760	谷山北 〒891-0106 自由ヶ丘1丁目1番8号 ☎284-5320
上町 〒892-0805 大竜町3番17号 ☎219-4815	星ヶ峯 〒891-0102 星ヶ峯3丁目6番7号 ☎203-0400
城西 〒890-0042 薬師1丁目16番9号 ☎813-0130	谷山中央 〒891-0141 谷山中央3丁目383番地18 ☎263-6260
桜島 〒891-1415 桜島藤野町1456番地1 (桜島地区保健センター内) ☎245-2525	谷山南 〒891-0150 坂之上2丁目17番1号 ☎297-5301
松元 〒899-2703 上谷口町2883番地 (松元支所3階) ☎278-7131	喜入 〒891-0203 喜入町7000番地 (喜入支所2階) ☎343-5131

社会福祉法人 高齢者介護予防協会かごしま
〒890-0062 鹿児島市与次郎1丁目10番6号1階 TEL: 099-813-1040 / FAX: 099-813-1041

ホームページ
www.kg-shien.org



〇 鹿児島市長寿あんしん相談センター管轄町名

(令和6年4月現在)

◇ 郡 山		◇ 吉 野		◇ 西 伊 敷		◇ 伊 敷 台	
花尾町	郡山岳町	大明丘 1～3 丁目		伊敷町	皆与志町	西坂元町	玉里団地 1～3 丁目
有馬田町	西俣町	古野 1～4 丁目		犬泊町	小山田町	下伊敷町	伊敷台 1～7 丁目
川田町	東俣町	古野町(磯、花倉、三船 竜ヶ水、平松地区を除く)		千年 1・2 丁目		若葉町	下伊敷 1～3 丁目
郡山町	油須木町			伊敷 1～8 丁目		下田町(七塚地区)	小野 1～4 丁目
◇ 吉 田		緑ヶ丘		西伊敷 1～7 丁目		坂元町(東方・川添地区を除く)	
西佐多町	本名町	川上町		花野光ヶ丘 1・2 丁目		東坂元 2 丁目(1～18、20、41番)	
東佐多町	宮之浦町	緑ヶ丘町		小野町(一部を除く)		小野町(高山、松之口、平松、鶴ノ村の一部)	
本城町		下田町(七塚地区を除く)		岡之原町			
牟礼岡 1～3 丁目		岡之原町(3796、4082～ 4300番地を除く)		(3796、4082～4300番地)			
◇ 上 町							
清水町	春日町	冷水町	易居町	金生町	大黒町	坂元町の東方、川添地区 古野町の磯、花倉、三船、竜ヶ水、平松地区 東坂元 1～4 丁目(2丁目1～18、20、41番を除く)	
祇園之洲町	柳町	長田町	名山町	城山町	呉服町		
殿川町	浜町	大竜町	本港新町	泉町			
池之上町	上竜尾町	上本町	山下町	住古町			
稲荷町	下竜尾町	小川町	中町	堀江町			
○ 武・田上		○ 中 央		○ 鴨 池 北			
武 1～3 丁目	田上台 1～4 丁目	平之町	甲突町	高麗町	天保山町	真砂町	
紫原 7 丁目	西別府町	東千石町	錦江町	荒田 1・2 丁目	鴨池新町	真砂本町	
田上町	西陵 1～8 丁目	西千石町	新盛敷町	与次郎 1・2 丁目	鴨池 1・2 丁目		
田上 1～8 丁目	上荒田町(50～57番)	照国町	橘之口町	下荒田 1～4 丁目	郡元 1～3 丁目		
唐湊 1・2 丁目(1丁目11～13番を除く)		新町	山之口町				
向陽 1 丁目(1～4番、5番1～3号 10～12番を除く)		船津町	千日町				
広木 1～3 丁目(2丁目36番、3丁目1・2番 3番15号、5番7号と15号を除く)		城南町	加治屋町				
武 岡		松原町	中央町				
武岡 1～6 丁目	小野町(西之谷地区)	南林寺町	上之園町				
○ 桜 島		上荒田町(50～57番を除く)		○ 城 西			
野尻町	黒神町	桜島西道町	桜島松浦町	城山 1・2 丁目	明和 1～5 丁目	新照院町	
持木町	高免町	桜島白浜町	桜島横山町	西田 1～3 丁目	原良 1～7 丁目	草牟田町	
東桜島町	桜島赤水町	桜島武町	新島町	常盤 1・2 丁目	薬師 1・2 丁目	玉里町	
古里町	桜島赤生原町	桜島藤野町		草牟田 1・2 丁目	城西 1～3 丁目	原良町	
有村町	桜島小池町	桜島二俣町		永古 1～3 丁目	薬師 1・2 丁目	常盤町	
				○ 松 元			
野尻町	黒神町	桜島西道町	桜島松浦町	石谷町	直木町	松陽台町	
持木町	高免町	桜島白浜町	桜島横山町	入佐町	春山町	四元町	
東桜島町	桜島赤水町	桜島武町	新島町	上谷口町	福山町	平田町	
古里町	桜島赤生原町	桜島藤野町					
有村町	桜島小池町	桜島二俣町					
□ 鴨 池 南		□ 谷 山 北		□ 谷 山 中 央			
唐湊 3・4 丁目	南新町	桜ヶ丘 1～8 丁目	星ヶ峯	小松原 1・2 丁目	小原町		
郡元町	日之出町	自由ヶ丘 1・2 丁目		皇徳寺台 1～5 丁目	清和 1～4 丁目	魚見町	
南郡元町	向陽 2 丁目	中山 1・2 丁目		星ヶ峯 1～6 丁目	東谷山 1～7 丁目	上福元町	
東郡元町	宇宿 1～9 丁目	山田町	五ヶ別府町	谷山中央 1～8 丁目	東開町		
三和町	中央港新町	中山町	(松林柳ヶ谷地区を除く)	西谷山 1・2・4 丁目	希望ヶ丘町		
紫原 1～6 丁目	新栄町	□ 谷 山 南		西谷山 3 丁目(35～39番を除く)			
西紫原町	広木 2 丁目 36 番	錦江台 1～3 丁目	南栄 1～6 丁目	中山町(松林、柳ヶ谷地区)			
広木 3 丁目		坂之上 1～8 丁目	谷山港 1～3 丁目	下福元町			
(1・2番、3番15号、5番7号と15号)		光山 1・2 丁目	七ツ島 1・2 丁目	(大久保、大脇原、玉利、勘場、木屋宇都)			
唐湊 1 丁目(11～13番)		平川町	和田 1～3 丁目				
向陽 1 丁目の一部		卸本町	慈眼寺町				
(1～4番、5番1～3号、10～12番)		西谷山 3 丁目の一部(35～39番)					
		下福元町(大久保、大脇原、玉利、勘場、木屋宇都を除く)					
				□ 喜 入			
				喜入瀬々串町	喜入前之浜町		
				喜入中名町	喜入町		
				喜入生見町	喜入一倉町		

※一部の町名に記載されている「の一部」、「～を除く」等の詳細は鹿児島市長寿あんしん課または管轄の長寿あんしん相談センターへお問合せください。

(参考) その他の各種相談窓口

※鹿児島市「ともしび活動ハンドブック」より抜粋

高齢者福祉相談員

在宅福祉に関する各種相談業務等を行います。

- 【業務内容】 ●在宅福祉に関する相談
●ひとり暮らし高齢者等安心通報システム及び福祉電話利用者に対する電話による安否確認及び相談など

【連絡先】 長寿支援課 高齢者福祉相談室 ☎216-1270

介護保険相談員

介護保険に関する各種相談に応じています。

- 【業務内容】 ●介護保険の要介護認定の申請手続きの相談
●介護サービスに関する相談
●介護保険に関連する保健、医療及び福祉に係る相談など

【連絡先】 市役所本庁 介護保険課 ☎216-1277
谷山支所 福祉課 ☎269-8472
伊敷福祉課 ☎229-2113
吉野福祉課 ☎244-7379

高齢者の心の相談

高齢者の心の健康、心の病気(認知症・うつ症など)、生きがいに関すること、家族との問題などについて、精神保健福祉相談員、保健師など専門のスタッフが相談に応じます。

【連絡先】 保健支援課 ☎803-6929
北部保健センター ☎244-5693
東部保健センター ☎216-1310
西部保健センター ☎252-8522
中央保健センター ☎258-2364
南部保健センター ☎268-2315
吉田保健福祉課 ☎294-1215
桜島保健福祉課 ☎293-2360
松元保健福祉課 ☎278-5417
郡山保健福祉課 ☎298-2114
喜入保健福祉課 ☎345-3757
(喜入地区保健センター) ☎345-3434

警察総合相談

犯罪被害の未然防止などの相談に応じます。

【相談内容】 うそ電話詐欺、悪質商法など

【連絡先】 鹿児島県警察本部 相談広報課 警察安全相談センター
警察相談専用電話 ☎#9110
☎254-9110

認知症介護の電話相談

認知症の方やその家族等が気軽に相談できる電話相談を実施しています。

認知症に関する情報提供や、介護の仕方など、認知症介護経験者などが相談に応じます。

【相談時間】 平日 午前10時～午後4時（※土日祝日、年末年始は除く）

【お問い合わせ先】 認知症のひと家族の会 鹿児島県支部 ☎257-3887

8. 支えあい活動補助金の概要

高齢者の日常生活を支えるボランティアを鹿児島市が応援します！

ゴミ出しなら
ウォーキング途中に
できますよ

庭掃除とか電球交換
くらいなら手伝えるよ

大工だったから
ちょっとした補修
なんかは得意だよ

特別な事はでき
ないけど家事くらい
なら喜んで！

支えあい 活動補助金

地域のボランティア活動は、美化活動や見守り活動等さまざまありますが、その活動にちょっとした手助けが必要な高齢者等の生活支援も加えてみませんか？
鹿児島市では、要支援 1、2 等の高齢者の生活支援を行う団体に対する補助制度として「支えあい活動補助金」を交付しています。活動に係る間接経費^(※)を補助するしくみですが、令和 4 年度より活動員に対する奨励金も加算できるようになりました。

※ 備品購入費やボランティア保険料、活動時に使用する消耗品の間接経費補助。

補助金があれば
ボランティア活動も
長く続ける事が
できるぞ！

活動で使う道具を
まとめて保管できる場所
が借りられるなあ！

お掃除の道具とか
皆で持ち寄りだったけど
必要なものを
揃えられそうねっ！

活動した人への
奨励金もあるなら
仲間を増やし
やすいわ！

補助の条件

補助金を受けるには、団体（市内に住所を有する方 3 名以上）の中から 1 名以上、鹿児島市が実施する「みんなサポ応援講座（1 日講座）」を修了する必要があります。活動補助金申請時や報告時の書類作成については、長寿あんしん相談センターの生活支援コーディネーターが支援します。

詳しくは 鹿児島市長寿あんしん相談センター **099-813-1040**
〒890-0062 与次郎 1 丁目 10 番 6 号 1 階 担当／生活支援コーディネーター

支えあい活動補助金 Q&A

どういう活動に補助が出るの？

ボランティア活動として高齢者の自宅を訪問して行う生活援助が対象となります。介護保険でのヘルパーが行う支援に加え、庭掃除や庭木の剪定、外出付き添いや雨戸の開閉など、地域の方がちょっとした困りごととして感じているものは、概ね対象となります。この活動はどうか？と思う内容がありましたら、お気軽におたずね下さい。

どんな方の支援が補助対象になる？

基本的には「要支援者」と「事業対象者」の支援が対象になりますが、その他の方が含まれていても構いません。

- ① 要支援者とは…介護保険の要介護認定で「要支援 1 または 2」の認定を受けた方
- ② 事業対象者とは…65 歳以上の方で要支援認定は受けていないが、生活機能の低下がみられる方

個人で行う活動でも補助が受けられるの？

ボランティア団体(市内に住所を有する方 3 名以上のグループ)に対して補助金を交付します。以下は一例です。

- ・地域で活動中の住民グループ
- ・老人クラブ
- ・町内会の集まり
- ・NPO 法人
- ・協同組合 など

どれくらい補助が受けられるの？

補助の対象は活動経費のうち間接経費(備品購入費や保険料など)です。団体への「基本額」と「加算額」の他、活動に従事した活動員への「奨励金」により算出します。活動の実績に応じて、年間上限 50 万円までの補助が受けられます。

◆『みんサポ応援講座』を受講しましょう

鹿児島市が年 2 回実施している『みんサポ応援講座』を団体メンバーが 1 名以上、受講する必要があります。

補助金の申請方法は？

◆ 事前申請が必要です

鹿児島市役所 長寿あんしん課に申請書類の提出が必要です。交付決定後に行われた活動から補助の対象活動となります。書類作成等に関しては、鹿児島市長寿あんしん相談センターの生活支援コーディネーターがサポートしますのでお気軽にご相談下さい。

ボランティアだから無償で支援しないといけないの？

有償・無償は団体の判断となります。無償にこだわらず、利用者の方が少額でも支払った方が気兼ねなく依頼できるという事もあるので、互いに気持ちよく続けるにはどちらが良いか、話し合ってみましょう。

依頼されたら必ず活動しないといけない？

あくまでもボランティア活動です。無理なく楽しく取り組むことが長く続けるコツです。依頼内容に応じて、団体として対応できるのか？何人で対応するかなどを決定しましょう。

お問合せ

鹿児島市長寿あんしん相談センター

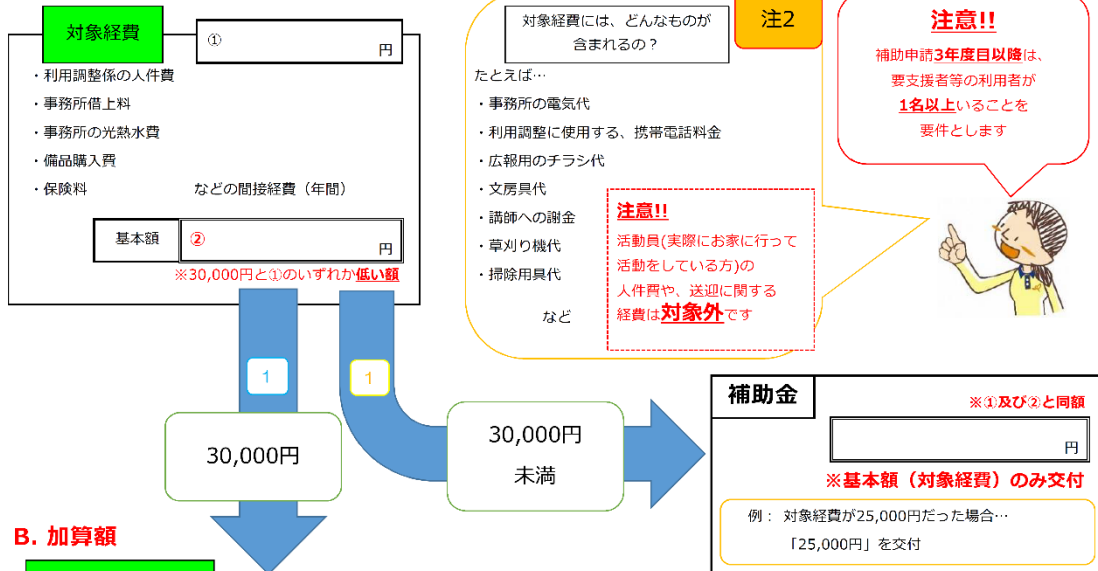
☎099-813-1040

鹿児島市役所 長寿あんしん課

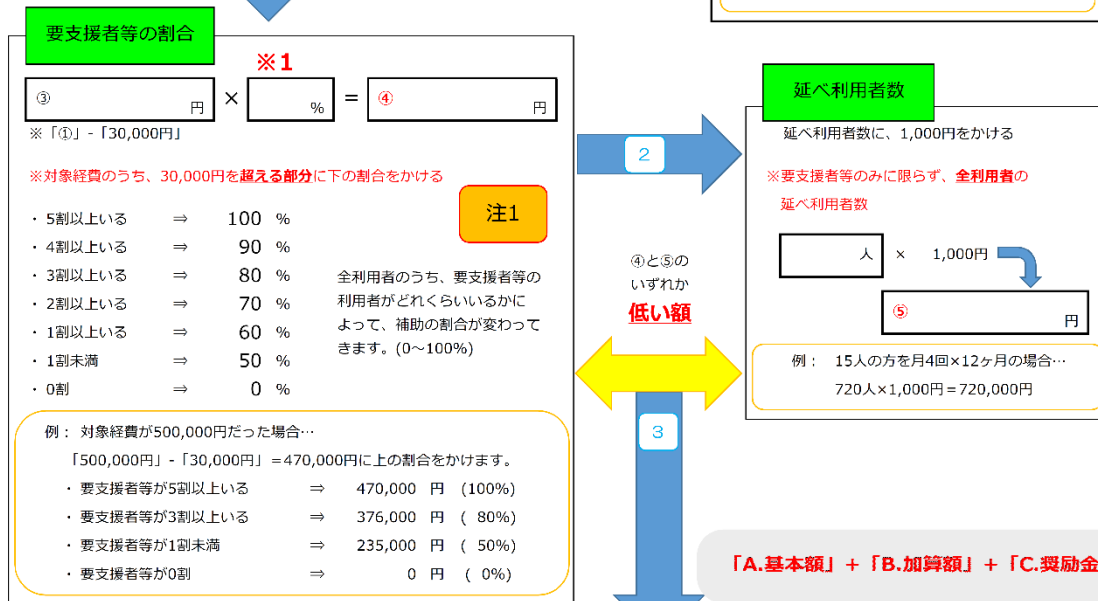
☎099-216-1186

補助金の算出方法

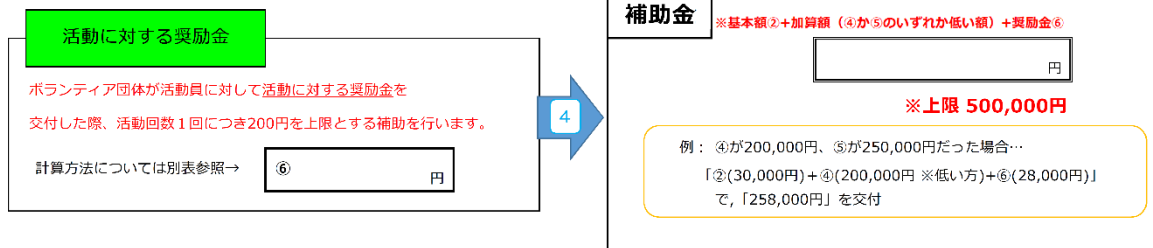
A. 基本額



B. 加算額



C. 奨励金



奨励金計算方法

例： 団体の構成員（活動員）が5名の場合…

(ア) ※1 100%

注意!!

団体が活動員へ支払う額は任意の額ですが
市の補助額としては、活動1回につき
200円を上限とします

構成員	(イ)年間活動回数	(ウ)奨励金 (1人200円以内)	(ア)×(イ)×(ウ)	【補助額】 1人上限 10,000円
aさん	60回	200円	12,000円	a) 10,000円
bさん	50回	200円	10,000円	b) 10,000円
cさん	30回	200円	6,000円	c) 6,000円
dさん	10回	200円	2,000円	d) 2,000円
eさん	0回	200円	0円	e) 0円

注意!!

1人当たりの奨励金の
補助額の上限は
年間10,000円
になります

※1 は、前ページ加算額Bの要支援者等の割合で用いた補助の割合になります。

a)～e)の合計が奨励金に対しての補助額となります

⑥ 28,000 円

令和4年4月1日

鹿児島市長 殿

申請者の住所 鹿児島市〇〇町〇番〇号
 申請者の氏名 団 体 名 長寿あんしん隊
 代表者氏名 〇〇 〇〇

補 助 金 等 交 付 申 請 書

鹿児島市補助金等交付規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業等の名称	鹿児島市支えあい活動補助金
補助事業等の目的及び内容	要支援者等の生活援助 （活動内容） ・ごみ出し ・掃除 ・庭の手入れ ・外出付添 など
交付申請金額	144,800円
添付書類	活動計画書、収支予算書、補助金額計算書、 構成員名簿、奨励金申請計算書

※交付申請額は「補助金額計算書」及び「収支予算書の市支えあい活動補助金」の金額と同じ額を記入してください。
 ※概算払いを希望する場合は「補助金等概算払請求書」も併せて提出してください。

鹿児島市支えあい活動補助金 活動計画書【申請段階】

※団体名、活動内容、活動地域、問い合わせ先などの情報は、市HP等に掲載する場合がありますのでご了承ください。

団体名： 長寿あんしん隊

1 構成員数

- (1) 調整役 1 人 ※利用調整を行う構成員
 (2) 活動員 3 人 ※生活援助活動を行う構成員（従事者）
 （活動員のうち調整役を兼務する人 1 人）
 (3) 奨励金 [あり ・ なし]

2 活動内容

- ☐調理支援 ☒掃除 ☒ごみ出し ☐洗濯 ☒買い物 ☐草刈り
☒庭の手入れ ☒外出付添（自家用車を利用しない）
☐外出付添（自家用車を利用） ☐衣類の整理・補修
☐家電・家具の移動 ☐その他（ ）

利用要件	▶対象（ <u>地域内住民</u> ）
	▶入会金[<u>無</u> ・有][円]
	▶年会費[<u>無</u> ・有][円]
	▶利用料[<u>無</u> ・ <u>有</u>][<u>500</u> 円]
	／ 単位[1回・ <u>1時間</u> ・その他（ ）]

3 活動地域 〇〇町、〇〇1丁目～3丁目 or 市内全域 or 谷山地域

4 利用者人数見込み（

※特定の地域でのみ活動する場合、活動地域はできるだけ具体的に記入してください。

区分	人数（人）
①要支援者	<u>1</u>
②事業対象者	<u>1</u>
ア.小計（①+②）	<u>2</u>
③要介護者	<u>0</u>
④障害者	<u>0</u>
⑤その他	<u>1</u>
イ.小計（③+④+⑤）	<u>1</u>
ウ.合計（ア+イ）	<u>3</u>

※全利用者のうち要支援者等の割合 ア ÷ ウ = 6.6 割

5 延べ活動回数見込み（全利用者に係る延べ利用者数の見込み）

B 96 回（人）

6 利用申し込み時の問い合わせ先

氏名 ●●●● 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

鹿児島市支えあい活動補助金 奨励金申請計算書

団体名： 長寿あんしん隊

Aによる%※1 (ア) 100 %

活動員	(イ)年間活動予定回数	(ウ)奨励金(1人200円以内)※2	(ア)×(イ)×(ウ)	【補助金申請額】 1人上限10,000円※3
●● ●●	25回	200円	5,000円	5,000円
○○ ○○	52回	200円	10,400円	10,000円
△△ △△	19回	200円	3,800円	3,800円
	回	円	円	円
《奨励金が補助対象として認められるようになりました》 令和4年度から活動に対する奨励金を補助対象とします。 団体が活動員に対して交付する奨励金（労いの金銭）について、一部または全額を補助します。 ※年間活動回数×奨励金×要支援者等の割合による補助率%（※1）の額が補助額となるため、要支援者等の割合によっては、現行の補助対象経費と同様に奨励金についても団体の実費が生じる可能性がありますのでご注意ください。				円
				円
				円
				円
	回	円	円	円
	回	円	円	円
	回	円	円	円
	回	円	円	円
(合計)	96回			C 18,800円

※1. 奨励金についても、全利用者のうち要支援者等の割合(下記%)に応じて按分されるためご注意ください。

※2.(ウ)奨励金について、団体が活動員に対して支払う額は任意の額ですが、市の補助額としては活動1回につき200円を上限とします。

※3. 1人当たりの奨励金の補助額の上限は年間10,000円とします。

活動計画（報告）書のA欄の割合が

- ・ 5割以上なら 100% ・ 4割以上なら 90% ・ 3割以上なら 80%
- ・ 2割以上なら 70% ・ 1割以上なら 60% ・ 1割未満なら 50%
- ・ 0割なら 0

鹿児島市支えあい活動補助金 収支予算書

団体名： 長寿あんしん隊

1 支出

①補助対象経費

調整役人件費とは・・・サービスの利用調整等を行う人件費のことです。

項目	予算額（円）	備考
調整役人件費	24,000	月2,000円×12月
広報用チラシ作成	3,000	500枚
電話料金	9,600	1回100円×96回
枝切りバサミ	5,000	
文房具類	2,000	
事務所賃貸料	101,600	
※「支出の合計額」と「収入の合計額」が同額となるようにしてください。		
合計	145,200	

②奨励金

※「活動への奨励金」は、実際に団体が活動員に支払う奨励金の金額を記載してください。

項目	予算額（円）	備考
活動への奨励金	19,200	96回×200円

①+② 合計	164,400	
--------	---------	--

2 収入

利用料収入とは・・・利用者から団体が利用料をもらっている場合の収入になります。

項目	予算額（円）	備考
市支えあい活動補助金	144,800	←補助金額計算書のDの額
利用料収入	9,600	
寄付金収入	10,000	
※補助金の額は、「補助金額計算書」等と同じ額を記入してください。 ※記入例は、補助金では足りない経費を「利用料収入」や「寄付金収入」で賄っているケースです。		
合計	164,400	

<収入額・支出額の計上にあたっての注意事項> ※下記のほか、交付要綱別表1もご確認ください。

○利用料金の上限の目安

1時間あたり1,600円程度（最低賃金の2倍程度）

○調整役人件費の上限の目安

利用調整1回あたり500円程度

○電話料金（専用ではない場合）の上限の目安

利用調整1回あたり100円程度（1分20円×5分）

○光熱水費の計上について

- ・原則として、活動のために自宅等とは別に事務所を構えている場合のみ計上できる。
- ・ひとつの事務所で支えあい活動以外の活動も行っている場合は、活動量等で按分して計上する。

補助金額計算書【申請段階】

団体名： 長寿あんしん隊

基本額の計算

「30,000円」と「補助対象経費の合計額」のどちらか低い額

基本額
30,000 円

※1. 補助対象経費の合計額が30,000円以下の場合は、加算額(1)及び(2)は該当してきません。

加算額の計算

【加算額(1)】

① 「補助対象経費の合計額」 - 30,000円 = 115,200円

② 「上記①の額」 × ※2 100 % = 115,200円

※1円未満の端数は切り捨て

↑
どちらか低い額
加算額
96,000 円

【加算額(2)】

「活動計画（報告）書のB欄の回数」 × 1,000円 = 96,000円

基本額 + 加算額 = a 126,000 円

※千円未満の端数は切り捨て

奨励金の計算

「奨励金申請計算書(確認書)のC欄の金額」

b 奨励金
18,800 円

※2. 活動計画（報告）書のA欄の割合が

・ 5割以上なら	100%	・ 4割以上なら	90%	・ 3割以上なら	80%
・ 2割以上なら	70%	・ 1割以上なら	60%	・ 1割未満なら	50%
・ 0割なら	0%				

補助金額

a b D
基本額 + 加算額 + 奨励金 = 144,800 円

鹿児島市支えあい活動補助金 構成員名簿

団体名： 長寿あんしん隊

No.	(フリガナ) 氏 名	住 所	生年月日	調整役
1	マルマル マルマル ●● ●●	〇〇1丁目〇-〇	\$ 〇〇. 〇〇. 〇〇	○
2	マルマル マルマル 〇〇 〇〇	〇〇町〇-〇	\$ 〇〇. 〇〇. 〇〇	
3	シカクシカク シカクシカク □ □ □ □	〇〇町〇-〇	H 〇〇. 〇〇. 〇〇	
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※「氏名」欄は、フリガナも記入

※調整役の方については、一番右の「調整役」欄に「○」を記入

※構成員数は3人以上で、鹿児島市に住所を有する方が対象です。

(調整役連絡先)

氏 名	電 話 番 号
●● ●●	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※構成員、代表者、調整役に変更が生じた場合は手続きが必要です。

様式第 4（第 14 条関係）

年 月 日

鹿児島市長 殿

補助事業者等の住所 鹿児島市〇〇町〇番〇号
 補助事業者等の氏名 団 体 名 長寿あんしん隊
 代表者氏名 〇〇 〇〇

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

鹿児島市補助金等交付規則第 14 条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	指令長あ第 号
補助事業等の名称	鹿児島市支えあい活動補助金		
補助事業等の完了 年月日	年 月 日		
補助金等の交付決 定額	〇〇〇〇〇〇円 ※交付決定通知書の額を記入してください		
補助金等の既交付 額	〇〇〇〇〇〇円 ※概算払いを受けた額を記入してください		
添付書類	活動報告書、収支決算書、補助金額計算書、 支出を証明する書類、全利用者名簿、活動確認表 奨励金確認書		

鹿児島市支えあい活動補助金 活動報告書【実績段階】

※団体名、活動内容、活動地域、問い合わせ先などの情報は、市HP等に掲載する場合がありますのでご了承ください。

団体名： 長寿あんしん隊

1 構成員数

- (1) 調整役 1 人 ※利用調整を行う構成員
 (2) 活動員 3 人 ※生活援助活動を行う構成員（従事者）
 （活動員のうち調整役を兼務する人 1 人）
 (3) 奨励金 [あり ・ なし]

2 活動内容

- ☐調理支援 ☒掃除 ☒ごみ出し ☐洗濯 ☒買い物 ☐草刈り
☒庭の手入れ ☒外出付添（自家用車を利用しない）
☐外出付添（自家用車を利用） ☐衣類の整理・補修
☐家電・家具の移動 ☐その他（ ）

利用要件	▶対象（ <u>地域内住民</u> ）
	▶入会金[<u>無</u> ・有][円]
	▶年会費[<u>無</u> ・有][円]
	▶利用料[<u>無</u> ・ <u>有</u>][<u>500</u> 円]
	／ 単位[1回・ <u>1時間</u> ・その他（ ）]

3 活動地域 〇〇町、〇〇1丁目～3丁目 or 市内全域 or 谷山地域

4 利用者人数（実人数）

※特定の地域でのみ活動する場合、活動地域はできるだけ具体的に記入してください。

区分	人数（人）
①要支援者	<u>1</u>
②事業対象者	<u>1</u>
ア.小計（①+②）	<u>2</u>
③要介護者	<u>0</u>
④障害者	<u>0</u>
⑤その他	<u>1</u>
イ.小計（③+④+⑤）	<u>1</u>
ウ.合計（ア+イ）	<u>3</u>

※全利用者のうち要支援者等の割合 ア ÷ ウ = 6.6 割

5 延べ活動回数（全利用者に係る延べ利用者数）の実績

B 89 回（人）

鹿児島市支えあい活動補助金 収支決算書

団体名： 長寿あんしん隊

1 支出

①補助対象経費

項目	決算額（円）	備考
調整役人件費	24,000	月2,000円×12月
広報用チラシ作成	3,000	500枚
電話料金	9,600	1回100円×96回
枝切りバサミ	5,000	
文房具類	2,000	
事務所賃貸料	101,600	
※「支出の合計額」と「収入の合計額」が同額となるようにしてください。		
合計	145,200	

②奨励金

※「活動への奨励金」は、実際に団体が活動員に支払った奨励金の金額になります。奨励金確認書のEの金額

項目	決算額（円）	備考
活動への奨励金	17,800	89回×200円

①+② 合計	163,000	
--------	---------	--

2 収入

項目	決算額（円）	備考
市支えあい活動補助金	136,400	←補助金額計算書のDの額
利用料収入	8,900	
寄付金収入	17,700	
※補助金の額は、「補助金額計算書」等と同じ額を記入してください。 ※記入例は、補助金では足りない経費を「利用料収入」や「寄付金収入」で賄っているケースです。		
合計	163,000	

補助金額計算書【実績段階】

団体名： 長寿あんしん隊

基本額の計算

「30,000円」と「補助対象経費の合計額」のどちらか低い額

基本額
30,000円

※1. 補助対象経費の合計額が30,000円以下の場合は、加算額(1)及び(2)は該当してきません。

加算額の計算

【加算額(1)】

① 「補助対象経費の合計額」 - 30,000円 = 115,200円

② 「上記①の額」 × ※2 100% = 115,200円
※1円未満の端数は切り捨て

どちらか低い額
加算額
89,000円

【加算額(2)】

「活動計画（報告）書の[B]欄の回数」 × 1,000円 = 89,000円

a
基本額 + 加算額 = 119,000円
※千円未満の端数は切り捨て

奨励金の計算

「奨励金申請計算書(確認書)の[C]欄の金額」

b
奨励金
17,400円

※2. 活動計画（報告）書の[A]欄の割合が

・ 5割以上なら	100%	・ 4割以上なら	90%	・ 3割以上なら	80%
・ 2割以上なら	70%	・ 1割以上なら	60%	・ 1割未満なら	50%
・ 0割なら	0%				

補助金額

a b
└───┬───┬───┐
基本額 + 加算額 + 奨励金 = D
136,400円

鹿児島市支えあい活動補助金 全利用者名簿

団体名： 長寿あんしん隊

No.	(フリガナ) 氏 名	住 所	生年月日	介護認定等の区分		
				要支援者等	以外要支援者等	不明
1	マルマル マルマル 〇〇 〇〇	〇〇町〇ー〇	\$ 00. 00. 00	〇		
2	マルマル マルマル 〇〇 〇〇	〇〇町〇ー〇	\$ 00. 00. 00		〇	
3	シカクシカク シカクシカク □ □ □ □	〇〇1丁目〇ー〇	H 00. 00. 00	〇		
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※「氏名」欄は、フリガナも記入

※「要支援者等の区分」欄は、いずれかに「〇」を記入

※「要支援者等」とは、要支援者又は事業対象者

鹿児島市支えあい活動補助金 活動確認表

利用者名： 〇〇 〇〇

団体名： 長寿あんしん隊

No.	活動月日	活動時間 (分)	活動内容 (該当するものに○)	活動員名 (※フルネーム)				確認欄
				△	□	○	○	
1	4/5	10:30~11:00 (30分)	調理 ☒ 掃除 ゴミ出し 買い物 草刈り 外出付添 庭の手入れ その他 ()					○
2	4/6	10:00~11:00 (60分)	調理 掃除 ゴミ出し 買い物 ☒ 草刈り 外出付添 庭の手入れ その他 ()		レ		レ	レ
3	/	: ~ :	調理 掃除 ゴミ出し 買い物 草刈り 外出付添 庭の手入れ その他 ()					
「確認欄（署名）」欄の取り扱い 「確認欄（署名）」欄に利用者から○印やチェックを入れてもらい、最終利用日以降に枠外の署名をもらう。 ※ただし、「確認欄（署名）」欄に個別に署名（フルネーム）されている場合は、履行確認がその都度とれているものとし、枠外の署名は不要とする。								
7	/	: ~ :	調理 掃除 ゴミ出し 買い物 草刈り 外出付添 庭の手入れ その他 ()					
8	/	: ~ :	調理 掃除 ゴミ出し 買い物 草刈り 外出付添 庭の手入れ その他 ()					
9	/	: ~ :	調理 掃除 ゴミ出し 買い物 草刈り 外出付添 庭の手入れ その他 ()					
10	/	: ~ :	調理 掃除 ゴミ出し 買い物 草刈り 外出付添 庭の手入れ その他 ()					
11	/	: ~ :	調理 掃除 ゴミ出し 買い物 草刈り 外出付添 庭の手入れ その他 ()					
12	/	: ~ :	調理 掃除 ゴミ出し 買い物 草刈り 外出付添 庭の手入れ その他 ()					
13	/	: ~ :	調理 掃除 ゴミ出し 買い物 草刈り 外出付添 庭の手入れ その他 ()					
14	/	: ~ :	調理 掃除 ゴミ出し 買い物 草刈り 外出付添 庭の手入れ その他 ()					
15	/	: ~ :	調理 掃除 ゴミ出し 買い物 草刈り 外出付添 庭の手入れ その他 ()					

(利用者の署名)

令和5年 3月 31日 氏名 〇〇 〇〇

鹿児島市支えあい活動補助金 奨励金確認書

(ア)と(エ)の活動回数は同じ回数になります

団体名： 長寿あんしん隊

受領印確認表

活動員	(ア)年間 活動回数	(イ) 奨励金 (※2)	(ア)×(イ)	受領印 (又はフルネー ムによる署名)
●● ●●	21回	200円	4,200円	
○○ ○○	52回	200円	10,400円	
□□ □□	16回	200円	3,200円	
	回	円	円	
	回	円	円	
	回	円	円	
	回	円	円	
(合計)	89回	E 17,800円		

補助金計算表

Aによる%(※1) (ウ) 100 %

(エ)年間 活動回数	(オ) 奨励金 (1人200円 以内)(※2)	(ウ)×(エ)× (オ)	【補助額】 1人上限 10,000円(※3)
21回	200円	4,200円	4,200円
52回	200円	10,400円	10,000円
16回	200円	3,200円	3,200円
回	円	円	円
回	円	円	円
回	円	円	円
回	円	円	円
89回			C 17,400円

※要支援者等の割合による補助率%(※1)が、現行の補助対象経費と同様に奨励金についても団体の実費が生じる可能性がありますのでご注意ください。

※受領印確認表の(イ)奨励金は、団体が活動員に対して支払った奨励金になり、200円以内の場合は、補助金計算表(オ)奨励金と同額になります。

※1. 奨励金についても、全利用者のうち要支援者等の割合(下記%)に応じて按分されるためご注意ください。

※2. (イ) (オ) 奨励金について、団体が活動員に対して支払う額は任意の額ですが、市の補助額としては活動1回につき200円を上限とします。

※3. 1人当たりの奨励金の補助額の上限は年間10,000円とします。

活動計画(報告)書のA欄の割合が

- ・ 5割以上なら 100% ・ 4割以上なら 90% ・ 3割以上なら 80%
- ・ 2割以上なら 70% ・ 1割以上なら 60% ・ 1割未満なら 50%
- ・ 0割なら 0%

様式第6（第17条関係）

（支払方法 1 口座振替払（MT） 2 直接払 3 口座振替払（MT外））
（支払予定日 ） （審査決裁区分 会 ・ 室 ・ 係 ）

課 名	長寿あんしん課	年度	支出命令番号	
			会 計	09
		歳 出	款	03

（下線以下を記入してください。）

令和 年 月 日

鹿児島市長 殿

補助事業者等の住所 鹿児島市〇〇町〇番〇号

補助事業者等の氏名 団 体 名 長寿あんしん隊

代表者氏名 〇〇 〇〇 印

押印を省略する場合は、記入してください。

（担当者：氏名 電話 ）

補助金等交付請求書

鹿児島市補助金等交付規則第17条第1項の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	令和 年 月 日				指 令 番 号		指令長あ第 号				
補助事業等の名称	支えあい活動補助金										
補助金等の請求金額		拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
						¥	〇	〇	〇	〇	〇

受領については、次のとおり願います。（希望の番号を○囲みする）

① 口座振替払（下記口座のとおり） 2 現 金 払

振 込 先	金融機関名	〇〇〇 銀行 (金庫) 〇〇 店									
	口座の種類	普通・当座・別段・貯蓄				口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇				
	フリガナ	〇〇〇〇 〇〇〇〇									
	口座名義	〇〇 〇〇									

様式第 7 (第 17 条関係)

(支払方法 1 口座振替払 (MT) 2 直接払 3 口座振替払 (MT外))
(支払予定日) (審査決裁区分 会 ・ 室 ・ 係)

課 名	長寿あんしん課	年度	支出命令番号	
			会 計	09
		歳 出	款	03

(下線以下を記入してください。)

令和 年 月 日

鹿児島市長 殿

補助事業者等の住所 鹿児島市〇〇町〇番〇号

補助事業者等の氏名 団 体 名 長寿あんしん隊

代表者氏名 〇〇 〇〇 印

押印を省略する場合は、記入してください。

(担当者：氏名 電話)

補助金等概算払(前金払)請求書

鹿児島市補助金等交付規則第 17 条第 3 項の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	令和 年 月 日				指 令 番 号		指令長あ第 号				
補助事業等の名称	支えあい活動補助金										
補助金等の請求金額		拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
						¥	〇	〇	〇	〇	〇

受領については、次のとおり願います。(希望の番号を○囲みする)

① 口座振替払 (下記口座のとおり) 2 現 金 払

振 込 先	金融機関名	〇〇〇 銀行 (金庫) 〇〇 店									
	口座の種類	普通・当座・別段・貯蓄				口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇				
	フリガナ	〇〇〇〇 〇〇〇〇									
	口座名義	〇〇 〇〇									

※概算払で請求できる金額は、交付決定額の範囲内で、
かつ、30,000円(基本額)に奨励金(奨励金申請計算書のC欄の金額)を加えた
額が上限です。

※活動実績確認後の交付確定額が概算払い額を下回る金額は返納となりますのでご注意
ください